

お悩みの方はご相談を

人権擁護委員にご相談を

7月1日付で、間加壽子さん（再任、天神堂、☎53-6462）と日當光男さん（新任、田屋町、☎53-2952）が、法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。家庭や職場、学校や近隣のことでの困り事や心配事について、お気軽にご相談ください。

あなたの年金記録を確認します

毎月行われている社会保険事務所の出張相談で、年金記録の確認ができます。
 ▷日時＝①8月23日（木）10時30分～16時30分
 ②8月24日（金）9時～15時
 ▷会場＝アンバーホール
 ▷必要なもの＝年金番号が分かるもの（基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書など）
 ※持参できない場合は運転免許証、保険証など身分を証明できるものをお持ちください。また、代理の方がお出での際は依頼状をお持ちください。念のため、印鑑をお持ちください
 ▷問い合わせ＝二戸社会保険事務所（☎0195-23-4111）

弁護士の出張相談を行います

弁護士が不在の地域を中心に、消費者被害の救済のため、また、多重債務被害の救済のため、弁護士による出張法律相談を開催します。相談は無料です。
 ご希望の方は、事前に予約が必要です。
 ▷日時＝9月13日（木）10時～15時
 ▷会場＝合同庁舎
 ▷申し込み＝久慈地方振興局企画総務部（☎53-4981）

母子家庭などの法律相談

日常生活の困り事や悩み事について、弁護士による相談を行います。相談は無料です。ご希望の方は、事前に予約が必要です。
 ▷日時＝①8月23日（木）10時～15時②8月24日（金）9時30分～14時30分
 ▷会場＝合同庁舎
 ▷対象＝母子家庭の母子、寡婦、父子家庭の父子
 ▷申し込み＝久慈地方振興局保健福祉環境部（☎53-4982）

国保山形診療所を休診します

8月14日（火）～16日（木）の3日間、国保山形診療所を休診します。
 なお、8月17日（金）からは平常どおり診療します。診療時間は8時30分～17時30分までです。
 ▷問い合わせ＝同診療所（☎72-2033）

結核の健康診断を行います

次の日程で結核健診を行います。対象となる旧久慈市の方には受診票をお送りします。なお、旧山形村の方は、10月の住民総合検診の際に行います。今回の日程で健診を受けたい場合は保健推進課（☎61-3315）へ申し込みください。
 ▷対象＝65歳以上（今年65歳になる方を含む）で肺がん検診の申し込みをしていない方
 ▷料金＝無料

【検診の日程】

月 日	時 間	会 場
8月9日（木）	9：30～11：00	大川目公民館
	13：30～15：00	小久慈公民館
8月10日（金）	9：30～11：00	夏井改善センター
	13：30～15：00	侍浜公民館
8月20日（月）	9：00～11：00	元 気 の 泉
	13：15～15：00	
8月21日（火）	9：00～11：00	元 気 の 泉
	13：30～15：00	宇部公民館
8月22日（水）	9：00～11：00	長内公民館
	9：30～11：00	山根公民館
	13：30～15：00	長内公民館

※胃がん検診日程のおわびと訂正

先般、希望者に胃がん検診の受検票と日程票をお送りしましたが、曜日の表記に誤りがありました。正しくは、9月18日（火）、9月19日（水）、9月20日（木）、9月21日（金）です。おわびして訂正いたします。

人間ドックや静養に助成

事前にご相談ください

市は、40歳以上の市国民健康保険の被保険者が人間ドックを利用したときに、世帯主に対して、利用料の2分の1（上限は3万円）を助成しています。
 また、病气やけがの治療後や健康診断などで休養が必要と認められる方（被保険者）が休養のため「ひまわり荘」（盛岡市繫）に宿泊し、静養した場合、宿泊料の2分の1を助成しています。
 人間ドックの助成申し込みは、領収書をお持ちください。また、ひまわり荘への宿泊助成については、事前に申し込みください。利用券を発行します。
 詳しくは、国保年金課（内線272）へ。

障害のある方、児童を扶養している方への手当です

忘れずにお届けください！

次の手当を受給するための所得状況届（現況届）の受け付けを行います。

手当の種類

◇児童扶養手当Ⅱ 18歳以下の子どもを育てている母子家庭などに対して支給
 ◇特別児童扶養手当Ⅱ 精神や身体に障害がある方（20歳未満）を育てている方に支給
 ◇障害児福祉手当Ⅱ 精神や身体に重度の障害があり、常に介護が必要な方（20歳未満、在宅）に支給

◇特別障害者手当Ⅱ 精神や身体に重度の障害があり、常に特別の介護が必要な方（20歳以上、在宅）に支給

届け出は年1回必要です！

手当を受給するには所得などの条件がありますので、年に一度、届け出が必要です。受給している方には必要書類をお送りします。届け出をしないと手当を受けられませんので、必ず届け出てください。新たに要件に該当すると思われる方はご相談ください。

※本年1月2日以降に本市に転入された方は前住所地の所得証明書が必要です

児童扶養手当

◇受付日時Ⅱ 8月3日（金）31日（金）9時～17時
 ◇会場Ⅱ 市役所子育て支援担当（内線285） ※山形町の方は、山形総合支所で受け付けます。日程はご確認ください。

特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当

◇受付日時Ⅱ 8月13日（月）9月10日（月）9時～17時
 ◇会場Ⅱ 社会福祉課（内線294）、山形総合支所山形福祉室（内線152）

平成19年度から農業所得簡易計算が廃止されます

今まで農業者の所得を算定するために用いられてきた「農業所得簡易計算」が廃止されます。これによって、平成19年分の確定申告から、収支計算による確定申告をしなければなりません。

収支計算とは？

ほかの事業所得と同様に、収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を算定する計算方法のことです。

「収入金額」－「必要経費」＝「所得金額」

収支計算を行うには？

収入金額の分かる書類と必要経費の分かる書類から日々記録し、それを科目（収入、肥料費、農業費など）ごとに1年間の集計を行ってください。そのため、これらに関する書類を保存しておく必要があります。

保存する書類は？

①収入の分かる書類＝出荷伝票、納品書（控）、仕切書など
 ②必要経費の分かる書類＝請求書、納品書、領収書など
 このほか、販売代金の入金や肥料代金などが引き落とされる口座の通帳や、農産物の出荷や購買代金の明細書なども必要です。

農林水産業を資金面で支援します

問い合わせ 県団体指導課（☎019-629-5699）

県では、農林水産業を資金面から支援するため、事業に必要な設備資金や運転資金などを低利または無利子で貸し付ける制度を設けています。
 制度の種類や内容など、お気軽にお問い合わせください。

斑点米カメムシの防除に注意！ミツバチに被害が出ています。

斑点米カメムシは水稻の品質を低下させるため、8月には防除が必要です。
 しかし、県内で、この防除に関連すると思われるミツバチの大量死が発生しています。防除する際は、事前に注意事項を確認したり巣箱を移動するなど水稻生産者と養蜂業者で十分協議し、被害防止に努めましょう。
 防除時期など詳しい内容については、久慈農業改良普及センター（☎53-4989）、JAいわてくじ（☎52-1311）へお問い合わせください。

食中毒にご用心！

今年も県内で食中毒が発生しています。夏を迎え、食中毒菌が増えやすい気温になりました。今まで以上に注意が必要です。

【食中毒予防の3原則】

- ★食中毒菌をつけない
 - ①食品を扱うときは、石けんでよく手を洗う。
 - ②生肉や魚をまな板の上で切った後は、まな板を良く洗う。
 - ③加熱した食品に触れるときは、素手で触れないようにする。

- ★食中毒菌をやっつける
 - ①食品を室温で長時間放置しない。
 - ②作った料理は早めに食べる。
 - ③冷蔵庫の温度が高くならないようにする。

▽問い合わせⅡ 県食品衛生協会 久慈支会（☎53-4987）

